

5 G サービス契約の一部改正

[改 正]	[現 行]
第1章～第11章（略） （利用に係る契約者の義務） 第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。 1～6（略） （注1）本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「moperaU ご利用規則」、「spモードご利用規則」、「ドコモメール持ち運び利用規約」及び「ドコモメールオプション利用規約」等に定めるところによります。 （注2）（略） 第71条～第84条（略） 第13章（略） 料金表 通則 1～11（略） 12 当社は、1の5Gサービスにおいて、5G（一般契約に係る区分のうち、コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り。）又は5G home でんわ若しくは別表2（付加機能等）に規定する <u>moperaU 機能</u>若しくは sp モード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その5Gサービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 （1）～（4）（略） 13～36（略） 37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。 （1）～（2）（略） （3）5G（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの又は一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。）において、別表2（付加機能）に規定する <u>moperaU 機能若しくは</u> sp モード機能の提供を受けていないとき。 （4）～（6）（略） 38～50（略） （注）（略） 別記 1～7（略） 別表1（略） 別表2 付加機能等 1 付加機能 （1）（2）及び（3）以外のもの	第1章～第11章（略） （利用に係る契約者の義務） 第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。 1～6（略） （注1）本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「spモードご利用規則」、「ドコモメール持ち運び利用規約」及び「ドコモメールオプション利用規約」等に定めるところによります。 （注2）（略） 第71条～第84条（略） 第13章（略） 料金表 通則 1～11（略） 12 当社は、1の5Gサービスにおいて、5G（一般契約に係る区分のうち、コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り。）又は5G home でんわ若しくは別表2（付加機能等）に規定する sp モード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その5Gサービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 （1）～（4）（略） 13～36（略） 37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。 （1）～（2）（略） （3）5G（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの又は一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。）において、別表2（付加機能）に規定する sp モード機能の提供を受けていないとき。 （4）～（6）（略） 38～50（略） （注）（略） 別記 1～7（略） 別表1（略） 別表2 付加機能等 1 付加機能 （1）（2）及び（3）以外のもの
種 類	種 類

(略)			
sp モード機能 (sp モード)	(略)		
<u>moperaU 機能</u> (<u>moperaU サービス</u>)	<u>基本機能</u>		
	<u>追加機能</u>	<u>アクセス制限機能 (アクセス制限)</u>	
		<u>I P 網 接</u> <u>続機能</u>	<u>タイプ 2 (U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)</u>
		<u>メール着信通知機能 (メール着信通知)</u>	
		<u>メールウイルスチェック機能 (メールウイルスチェック)</u>	
ワンナンバー機能 (ワン ナンバーサービス)	(略)		
(略)			
(2) (略)			
(3) (略)			
2 (略)			
(注) (略)			
別表 3 ～別表 7 (略)			
附 則 (令和 7 年 8 月 7 日経企 000600001432-01 号)			
(実施期日)			
1 この改正規定は、令和 7 年 8 月 21 日から実施します。			
(経過措置)			
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。			

(略)	
sp モード機能 (sp モード)	(略)
ワンナンバー機能 (ワン ナンバーサービス)	(略)
(略)	
(2) (略)	
(3) (略)	
2 (略)	
(注) (略)	
別表 3 ～別表 7 (略)	